

答申番号：令和5年度答申第1号
事件名：「秘密保全」の一部利用決定に関する件
答申日：令和6年3月12日
諮問庁：外務大臣
諮問番号：令和4年度諮問第2号
諮問日：令和4年12月5日

答 申 書

第1 委員会の結論

次のファイル1からファイル3までの特定歴史公文書等に含まれる、別紙に掲げる通番1から通番16の文書（以下、あわせて「本件対象文書」という。）につき、別紙の3欄に掲げる箇所の利用を制限するとして外務大臣（以下「外務省」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）の決定については、別紙の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

ファイル1：秘密保全（管理番号2020-0875）

ファイル2：秘密保全（管理番号2020-0876）

ファイル3：秘密保全（管理番号2020-0878）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第16条第1項の規定に基づく特定歴史公文書等の利用請求に対し、処分庁が令和4年8月18日付け利用決定第0512号により行った一部利用決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書（令和4年9月12日付け外務大臣宛て提出）によると、おおむね以下のとおりである。

処分庁による本件利用決定通知書では、3ファイルとも「一部を除き利用を認めます」とされている。そして、一部の利用を認めない理由について、次の2点が記されている。

- ① 個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、利用を認めないこととしました。（公文書管理法第16条第1項第1号イに基づく。）

- ② 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、利用を認めないこととしました。（公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ニに基づく。なお、当該決定にあたっては移管元機関である外務省の判断を踏まえた。）

このうち①の理由で利用を認めない判断は理解できるが、②の理由で利用を認めない判断は、公文書管理法の乱用であり、見直すべきである。昭和 47 年に発覚し、昭和 53 年に判決が確定して 40 年以上になる事件に関する公文書について、「公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」はありえないからである。

よって、この 3 ファイルに含まれる文書で、②の理由で外務大臣が利用を認めなかった部分すべての閲覧を求める。

第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が提出した理由説明書及び補充理由説明書の記載は、おおむね以下のとおりである。

- 1 理由説明書（令和 4 年 12 月 5 日付けで公文書管理委員会宛て提出、その後令和 5 年 2 月 16 日付けで修正したものを同委員会宛て提出）

（1）審査請求の対象となった特定歴史公文書等の概要

本件審査請求の対象となった処分に係る特定歴史公文書等は以下 3 ファイルである。いずれも外務省機密漏洩事件（西山事件）に関する文書を収録しており、令和 2 年 9 月に外交史料館に移管され、特定歴史公文書等となったもの。

（イ）「秘密保全」（管理番号 2020-0875）

判決文、多数の公判調書等の文書を含む。

（ロ）「秘密保全」（管理番号 2020-0876）

秘密文書取扱いに関する指定基準の作成に関する文書を含む。

（ハ）「秘密保全」（管理番号 2020-0878）

日弁連調査報告書、裁判所・警察庁へ書類提出、公判応答要領、米側との関係に関する文書を含む。

（2）利用決定の概要

上記（1）の特定歴史公文書等 3 ファイル（以下「本件 3 ファイル」という。）は、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びニに該当する部分を含むものとして、令和 4 年 8 月 18 日付けで一部利用とする決定をした。

(3) 利用決定から審査請求までの経緯

本件は、審査請求人から令和3年10月4日付けで利用請求があり、令和4年8月18日付けで一部利用とする決定をした。同日、令和4年8月19日以降に閲覧実施が可能であることを記載した利用決定通知書をメールにて送付。同年9月1日に審査請求人が外交史料館に来館し、今回対象となっている特定歴史公文書等を閲覧した。同年9月12日に審査請求人から外務省に対し審査請求書が提出された。

(4) 審査請求人の主張に対する反論

特定歴史公文書等に記載された訴訟に関する情報は、時の経過を考慮した上で、現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるかを個別に審査し、利用制限するかどうかを判断している。

本件で利用制限を行った訴訟に関する情報については、判決が確定して40年以上になる事件に関するものではあるが、このような時の経過を考慮してもなお、公にすると現在及び将来の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるかを以下のとおり個別に判断し、利用制限するとの決定をしたものであり、審査請求人の言うような不合理な判断は行っていない。

(ア) 「秘密保全」(管理番号 2020-0875) 非公開文書 1～13

訴訟に関する文書であるため、公開することにより、訴訟に関する書類の開示を規定する法令(刑事確定訴訟記録法、刑事訴訟法等)の趣旨と整合しない結果を生じたり、同種事案については、公判等において特別な配慮が働く場合があるなどの一面的な印象や誤解を与えるといった弊害が生じたりすることにもなりかねず、公文書管理法第16条第1項第1号ニに該当する。

なお、非公開文書8については、証人を含む事件関係者個人を識別することができる情報が含まれることから、公文書管理法第16条第1項第1号イにも該当する。

(イ) 「秘密保全」(管理番号 2020-0875) 「蓮見事件証拠書」

非公開の16ページは上記(ア)と同様の理由から、公文書管理法第16条第1項第1号ニに該当する。手帳2冊の一部非公開箇所は公文書管理法第16条第1項第1号イに該当する。

(ウ) 「秘密保全」(管理番号 2020-0876) 「駐仏臨時代理大使発外務大臣宛電信第360号「パリ事件(●●公判)」(注：●●は非公開箇所)

逮捕された個人が特定される情報のため、公文書管理法第16条第1項第1号イに該当。

また、捜査に関する情報のため公文書管理法第16条第1項第1号ニに該当。さらに、仏側警察当局から秘匿を要請された情報については、公文書管理法第16条第1項第1号ハの国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれにも該当。

なお、本文書については、利用制限事由を「ニ（公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある）」としていたが、上記のとおり、逮捕された個人に関する情報、他国から秘匿することを要請された情報が含まれることから、「イ（個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある）」及び「ハ（公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある）」も利用制限事由として追加することとする。

(エ)「秘密保全」(管理番号 2020-0878)「外務省秘密漏せつ事件の公判について」

本件は、特定の個人を識別出来る情報であるため公文書管理法第16条第1項第1号イに該当。

また、本件事案の性質に鑑みると、訴訟に関する書類の開示を規定する法令（刑事確定訴訟記録法、刑事訴訟法等）の趣旨と整合しない結果を生じたり、公表を予定せずに記載された内部的検討内容が明らかになることにより、本件における刑事手続の経過や検察の対応状況について憶測や誤解を生じさせるといった弊害を生じたりすることともなりかねず、今後の捜査・公判事務に支障を及ぼすおそれがあるため、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当する。

(5) 結語

以上により、当省としては、原決定を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書（令和6年1月15日付けで公文書管理委員会宛て提出）

理由説明書においては、非公開文書1から7、8の一部、9から13及び「蓮見事件証拠書」の一部（非公開箇所16ページ分）の文書について、利用を制限する理由として、公文書管理法第16条第1項第1号の利用制限事由「ニ」に該当するとしていたところ、公文書管理法第16条第1項第1号の利用制限事由「イ」を追加する。これは、理由説明書においては、これらの文書が訴訟に関する書類であることから、当該文書の利用の可否の判断に当たり上記「ニ」に該当すると判断し、その旨記載したものであるが、第57回公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会で実施された法

務省による口頭説明を踏まえ、「イ」及び「ニ」とすることが適当と判断したものである。

また、理由説明書においては、非公開文書8についてはその全てが訴訟に関する書類に該当する旨の説明をしているが、同文書には訴訟に関する書類に該当しない文書も含まれており、内容に誤りがあるため訂正する。

以上を踏まえて、次のとおり利用制限の理由を説明する。

(ア)「秘密保全」(2020-0875) 非公開文書1から7、8の一部及び9から13

訴訟に関する書類であるため、公文書管理法第16条第1項第1号「イ」及び「ニ」に該当する。

i) 利用制限事由「イ」について

一般に、刑事事件には、被告人のみならず、被害者や参考人など多数の事件関係者が存在し、犯罪を行ったという事実(前科)はもとより、犯罪の被害を受けた事実や、刑事事件の参考人として捜査機関による取調べを受けたという事実は、それ自体が、当該事件関係者の名誉・プライバシーに関わる事実であるため、利用制限事由「イ」に該当するもの。

なお、刑事被告事件に係る訴訟記録の訴訟終了後における閲覧等は、刑事確定訴訟記録法によって規律されているところ、同法は正当な理由があると認められる場合を除き、「被告事件が終了した後3年を経過したとき」は、保管記録を閲覧させないものとしている(同法第4条第2項第2号)。

これは、訴訟終了後、時の経過に伴い、裁判の公正担保(一般公開)の要請に比して、被疑者・被告人の改善更生や、事件関係者の名誉・プライバシー等を保護すべき要請が優越するという考えによるものであり、そうした法の規定の趣旨は、本件のような場合においても尊重されるべきものであると考えられる。

ii) 利用制限事由「ニ」について

刑事事件の記録が、刑事確定訴訟記録法等によらずに広く一律に閲覧・利用できることとなった場合には、当該事件の関係者の名誉・プライバシーが害されるのみならず、自らが取調べを受けた事実や取調べにおける供述内容、公判廷における証言内容が広く一般に知られる場合があり得ることを恐れた事件関係者が、虚偽の供述や証言をしたり、供述・証言を拒否したりして、捜査・公判への協力が得られなくなるといった事態を生じさせかねず、将来の捜査・公判の維持にも多大な影響が生じ得かねない上、捜査・公判において、検察官がどのような観点から聴取や尋問等を行っているのかが広く知られれば、捜査

手法を明らかにすることにつながりかねず、本来、事件ごとに個別に検討されている捜査事項や尋問事項が過度に一般化され、(誤解に基づく)脱法行為を誘発したり、無用な弁解を引き起こさせたりするといった問題が生じるおそれがあることから、利用制限事由「ニ」に該当するもの。

なお、刑事裁判における公判期日は公開されるものとはいえ、過去の一時点において公開されたからといって、将来にわたり公開され続けるべきものでないことは、刑事確定訴訟記録法において、訴訟終結後3年経過したときに保管記録の原則閲覧禁止を定めていることから明らかである。

(イ)「秘密保全」(2020-0875)「蓮見事件証拠書」

非公開の16ページは訴訟に関する書類であるため、上記(ア)と同様の理由から、公文書管理法第16条第1項第1号「イ」及び「ニ」に該当する。

手帳2冊の一部非公開箇所は公文書管理法第16条第1項第1号「イ」に該当する。

(ウ)「秘密保全」(2020-0875)非公開文書8のうち、上記(ア)に該当しない部分

他の情報と照合することで、証人を含む事件関係者個人を識別することができる情報に該当することから、公文書管理法第16条第1項第1号「イ」に該当するとともに、その内容は、事件の争点や検察官の立証方針について、相当具体的に記載したものであり、公開することにより、訴訟に関する書類の開示を規定する法令(刑事確定訴訟記録法、刑事訴訟法等)の趣旨と整合しない結果を生じたり、同種事案については、公判等において特別な配慮が働く場合があるなどの一面的な印象や誤解を与えるといった弊害が生ずることにもなりかねず、公文書管理法第16条第1項第1号「ニ」にも該当する。

(エ)「秘密保全」(2020-0876)「駐仏臨時代理大使発外務大臣宛電信第360号「パリ事件(●●公判)」」(注:●●は非公開箇所)

理由説明書記載のとおり。

(オ)「秘密保全」(2020-0878)「外務省秘密漏せつ事件の公判について」理由説明書記載のとおり。

以上により、当省としては、原決定を維持することが適当であると判断する。

第4 委員会における調査審議の経過

当委員会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年12月5日 諮問の受理（令和4年度諮問第2号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和5年2月16日 諮問庁から修正した理由説明書を收受
- ④ 同年2月20日 審議
- ⑤ 同年6月26日 審議
- ⑥ 同年9月1日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同年10月12日 諮問庁職員及び参考人（法務省職員）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑧ 同年11月24日 審議
- ⑨ 令和6年1月15日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑩ 同年2月7日 審議
- ⑪ 同年3月11日 審議及び答申の決定

第5 委員会の判断の理由

1 本件諮問事案について

本件対象文書は、いずれも本件3ファイルに含まれるものであるが、本件3ファイルは、外務省機密漏洩事件（以下「本案事件」という。）に関する文書を収録したものである。本件対象文書に含まれる「訴訟に関する書類」は、外務省が、本案事件に対応する過程において、本案事件の裁判に関する「訴訟に関する書類」の複製物を取得したものと考えられ、本件3ファイルは、令和2年9月に外交史料館に移管され特定歴史公文書等となったものである。

処分庁は、本件対象文書を含む特定歴史公文書等の利用請求に対し、その一部が公文書管理法第16条第1項第1号イ、ハ又はニに該当するとして利用を制限する原処分を行ったが、審査請求人から本件対象文書の原処分における利用制限のうち、公文書管理法第16条第1項第1号ニに該当する利用制限を取り消すよう審査請求が行われた。

これについて、諮問庁は、なお公文書管理法第16条第1項第1号ニに該当するとして原処分を維持することが妥当と主張し、また、その後提出した補充理由説明書において、本件対象文書のうち訴訟に関する書類について利用制限事由イを追加するとともに、本件対象文書について別紙の1欄から4欄に掲げるとおり非公開文書とその利用制限事由を整理している。

そこで、以下2において、諮問庁が利用を制限すべきとしている部分の利用制限事由の該当性について検討する。

2 利用制限事由の該当性について

(1) 「秘密保全」(管理番号 2020-0875)

ア 別紙の 1 欄に掲げる通番 (以下「通番」という。) 1 から通番 6、通番 9、通番 11

当委員会において、当該文書を見分したところ、本案事件に係る第一審裁判 (以下「第一審」という。) における公判調書が綴られている。その内容は第一審における証人の証言内容の記録であり、証人として出廷した国家公務員が述べた外交交渉に関する説明や、大学教授が述べた諸外国における秘密法制や言論の自由に関する学説の説明、及び新聞記者が述べた外交交渉についての取材の方法に関する説明等が記載されている。

これらは、公開された裁判の場において、国家公務員の職務一般についての説明、あるいは一般的な学説の説明や学者としての見解等と考えられる内容が証言されたものであり、時の経過も考慮すると、公にしても、将来の捜査、公訴の維持に影響を及ぼすなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があると認められないことから、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ニの利用制限事由に該当しない。

ただし、当該文書に記載された証人の属性に係る情報のうち、生年月日、年齢及び住所については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「情報公開法」という。) 第 5 条第 1 号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められるため、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イの利用制限事由に該当し、利用を制限することが妥当である。また、証人の氏名について、通番 1、通番 2、通番 4 から通番 6、通番 9 及び通番 11 に記載された証人 6 名の氏名は、本件対象文書を含む特定歴史公文書等の利用請求において、既に利用に供されている情報であることから、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イの利用制限事由に該当しないが、通番 3 に記載された証人 1 名の氏名は、情報公開法第 5 条第 1 号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められるため利用を制限することが妥当である。

なお諮問庁は、刑事被告事件に係る訴訟記録の訴訟終結後における閲覧等は、刑事確定訴訟記録法によって規律されているところ、同法は正当な理由があると認められる場合を除き、「被告事件が終結した後 3 年を経過したとき」は、保管記録を閲覧させないものとしていること等を理由として、上記の公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イの利用制限事由該当部分 (以下本項において「事由イ該当部分」という。) を含む当該文書全体が同条第 1 項第 1 号イの利用制限事由に該当する旨主張するが、

当該文書の記載内容には、時の経過も考慮すると、証人の権利利益に影響を及ぼすような内容は見当たらず、当該文書のうち事由イ該当部分以外の部分は、同号イの利用制限事由には該当しない。

以上によれば、当該文書のうち事由イ該当部分の利用制限は妥当であるが、それ以外の部分については、利用に供すべきである。

イ 通番 7、通番 8 の一部（後述ウ及びエを除く部分）、通番 13 の一部（後述ウを除く部分）

当委員会において、当該文書を見分したところ、本案事件についての供述調書が綴られている。その内容は捜査機関による任意の取調べに対する参考人の供述内容の記録であり、参考人である国家公務員が所属省における秘密文書の取扱いや外交交渉等について、検察官又は司法警察員に対して供述した内容が記載されている。

これらは、本案事件における犯行の状況等について供述したものではないが、供述調書は事件の捜査を目的として供述者の任意の協力のもとに作成される書類であるため、これを公にすることによる捜査への影響については慎重に判断する必要がある。この点、供述調書を公にすることは、取調べの事実や供述内容等が広く一般に知られる場合があり得ることを恐れた事件関係者が虚偽の供述や証言をしたり、供述・証言を拒否したりして、捜査・公判への協力が得られなくなるといった事態を生じさせかねず、将来の捜査・公判の維持にも多大な影響が生じかねない旨の諮問庁の説明には一般論として一定の合理性があり、また捜査・公判において、検察官がどのような観点から聴取や尋問等を行っているのかが広く知られれば、捜査手法を明らかにすることにつながりかねず、本来、事件ごとに個別に検討されている捜査事項や尋問事項が過度に一般化され、（誤解に基づく）脱法行為を誘発したり、無用な弁解を引き起こさせたりするといった問題が生じるおそれがあるとする諮問庁の説明も、これを一概に否定することはできないと言わざるを得ない。そして、諮問庁が主張するこれらの支障を及ぼすおそれは、時の経過とともに低くなっているものとは思われるが、本案事件において同一の事案で複数の供述調書の内容が明らかになった場合には、捜査手法等が明らかになる可能性がより高まること等も考慮すると、諮問庁の判断には相当な理由がないとまでは言えず、これを否定することまではできない。したがって、当該文書のうち、参考人の氏名等の情報（後述する既に利用に供されている情報である参考人の氏名は除く。）及び参考人の供述部分については、これを公にすることにより、将来の捜査・公訴の維持に影響を及ぼすなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があると認められることから、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号ニの利用制限事由に該当し、利用を制

限することが妥当である。

ただし、上記の公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由該当部分を除く、各文書の標題部分及び本件対象文書を含む特定歴史公文書等の利用請求において既に利用に供されている情報である参考人の氏名については、公にしても、将来の捜査・公訴の維持に影響を及ぼすなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があると認められないことから、同条第1項第1号ニの利用制限事由に該当せず、また、各文書の標題部分は情報公開法第5条第1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当せず、さらに当該参考人の氏名についても、既に利用に供されている情報であることから公文書管理法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当しないため、いずれも利用に供すべきである。

ウ 通番8の一部（前述イ及び後述エを除く部分）、通番10、通番13の一部（前述イを除く部分）

当委員会において、当該文書を見分したところ、第一審において被告人又はその弁護人ら（以下「被告人ら」という。）が提出した意見陳述書及び冒頭陳述書が綴られている。その内容は第一審における意見陳述や冒頭陳述の手続きでの被告人らの陳述内容を用意した資料であり、項目別にみると、一般的な学説等と考えられる内容に加え、起訴についての見解や、政府の外交交渉及び報道・取材の自由や知る権利等に関する見解等が記載されている。

これらは、被告人らが公開の裁判の場で主張したものであり、時の経過も考慮すると、公にしても、将来の捜査・公訴の維持に影響を及ぼすなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があると認められないことから、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当しない。

ただし、冒頭陳述書に記載された項目のうち、被告人の取材の経過に関する部分には、被告人兩名の経歴や犯行の状況等が記載されている。これについては、犯罪を行ったという事実（前科）自体が当該事件関係者の名誉・プライバシーに関わる事実であるとする諮問庁の説明は不合理であるとまでは言えず、当該部分（文書中の目次部分を除く。）は、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められるため、公文書管理法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用を制限することが妥当である。

なお諮問庁は、刑事被告事件に係る訴訟記録の訴訟終結後における閲覧等は、刑事確定訴訟記録法によって規律されているところ、同法は正当な理由があると認められる場合を除き、「被告事件が終結した後3年を経過したとき」は、保管記録を閲覧させないものとしていること等を

理由として、上記の公文書管理法第16条第1項第1号イの利用制限事由該当部分（以下本項において「事由イ該当部分」という。）を含む当該文書全体が同条第1項第1号イの利用制限事由に該当する旨主張するが、当該文書（事由イ該当部分を除く。）の記載内容には、時の経過も考慮すると、被告人らの権利利益に影響を及ぼすような内容は見当たらず、また、被告人らの氏名についても、本件対象文書を含む特定歴史公文書等の利用請求において、既に利用に供されている情報であることから、公文書管理法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当しない。

以上によれば、当該文書のうち事由イ該当部分の利用制限は妥当であるが、それ以外の部分については、利用に供すべきである。

エ 通番8の一部（前述イ及びウを除く部分）

当委員会において、当該文書を見分したところ、第一審における担当検察官が作成したものであり、事件の争点や検察官の立証方針について記載されている。

これについては、立証方針についてのいわゆる手の内情報に当たると考えられ、当該文書は、公にすることにより、訴訟に関する書類の開示を規定する法令（刑事確定訴訟記録法、刑事訴訟法等）の趣旨と整合しない結果を生じたり、同種事案については、公判等において特別な配慮が働く場合があるなどの一面的な印象や誤解を与えるといった弊害が生ずることにもなりかねないとする諮問庁の説明は、これを一概に否定することはできないと言わざるを得ない。

したがって、当該文書は、公にすることにより、将来の捜査・公訴の維持に影響を及ぼすなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があると認められることから、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することが妥当である。

オ 通番12

当委員会において、当該文書を見分したところ、第一審の論告において述べられた内容の要約と考えられる文書が綴られている。

当該文書の記載のうち、犯行の状況及び被告人の情状に関する部分については、犯罪を行ったという事実（前科）自体が当該事件関係者の名誉・プライバシーに関わる事実であるとする諮問庁の説明は不合理であるとまでは言えず、当該部分（文書中の各章の標題を除く。）は、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められるため、公文書管理法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用を制限することが妥当である。

この点、諮問庁は、刑事被告事件に係る訴訟記録の訴訟終結後におけ

る閲覧等は、刑事確定訴訟記録法によって規律されているところ、同法は正当な理由があると認められる場合を除き、「被告事件が終結した後3年を経過したとき」は、保管記録を閲覧させないものとしていること等を理由として、上記の公文書管理法第16条第1項第1号イの利用制限事由該当部分（以下本項において「事由イ該当部分」という。）を含む当該文書全体が同条第1項第1号イの利用制限事由に該当する旨主張するが、当該文書（事由イ該当部分を除く。）の記載内容には、被告人の権利利益に影響を及ぼすような内容は見当たらず、これは同号イの利用制限事由には該当しない。

また、当該文書のうち事由イ該当部分を除く、報道・取材の自由や外交交渉における秘密保持の必要性等に関し述べられた内容の要約と考えられる部分については、時の経過も考慮すると、公にしても、将来の捜査・公訴の維持に影響を及ぼすなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があると認められないことから、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由にも該当しない。

以上によれば、当該文書のうち事由イ該当部分の利用制限は妥当であるが、それ以外の部分については、利用に供すべきである。

カ 通番14の一部

当委員会において、当該文書を見分したところ、第一審において検察官が提出した冒頭陳述書が綴られている。その内容は第一審における冒頭陳述の手続きで用いるための書類であり、項目別にみると、被告人両名の経歴、犯行の状況、本件に係る電信文の秘密性及び犯行後の状況について記載されている。

これらのうち被告人両名の経歴、犯行の状況及び犯行後の状況が記載された部分（各項目の標題を除く。）については、犯罪を行ったという事実（前科）自体が当該事件関係者の名誉・プライバシーに関わる事実であるとする諮問庁の説明は不合理であるとまでは言えず、当該部分は、情報公開法第5条第1号に掲げる情報に該当するものと認められるため、公文書管理法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用を制限することが妥当である。

この点、諮問庁は、刑事被告事件に係る訴訟記録の訴訟終結後における閲覧等は、刑事確定訴訟記録法によって規律されているところ、同法は正当な理由があると認められる場合を除き、「被告事件が終結した後3年を経過したとき」は、保管記録を閲覧させないものとしていること等を理由として、上記の公文書管理法第16条第1項第1号イの利用制限事由該当部分（以下本項において「事由イ該当部分」という。）を含む当該文書全体が同条第1項第1号イの利用制限事由に該当する旨主張す

るが、当該文書（事由イ該当部分を除く。）の記載内容には、時の経過も考慮すると、被告人らの権利利益に影響を及ぼすような内容は見当たらず、これは同号イの利用制限事由には該当しない。

また、当該文書のうち事由イ該当部分を除く、表紙及び文書中の各項目の標題並びに電信文の秘密性に関し記載された部分は、時の経過も考慮すると、公にしても、将来の捜査・公訴の維持に影響を及ぼすなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があると認められないことから、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由にも該当しない。

以上によれば、当該文書のうち事由イ該当部分の利用制限は妥当であるが、それ以外の部分については、利用に供すべきである。

(2) 「秘密保全」(管理番号 2020-0876) 通番 15

当委員会において、当該文書を見分したところ、原処分における利用制限箇所には個人名及び仏国の警察当局の部署名を表す英文字が記載されている。このうち、前者は情報公開法第5条第1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められることから、公文書管理法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当し、利用を制限することが妥当である。

また、後者は仏国の捜査機関に関する情報であり、捜査に関する情報源であると考えられることから、公文書管理法第16条第1項第1号ニに該当するとともに、先方から秘匿を要請された情報でもあるため、公にすることにより仏国との信頼関係が損なわれるおそれがあるなどとする諮問庁の説明は不合理であるとまでは言えないことから、公文書管理法第16条第1項第1号ハにも該当し、利用を制限することが妥当である。

(3) 「秘密保全」(管理番号 2020-0878) 通番 16

当委員会において、当該文書を見分したところ、当時法務省が本案事件の公判について内部的な検討・分析内容等を記載した文書であると考えられ、原処分における利用制限箇所には、裁判の経緯や問題点、証人の証言内容を踏まえた後の立証方針等が記載されている。このような公表を予定せずに記載された内部的検討内容を公にすることにより、刑事手続の経過や検察の対応状況について憶測や誤解を生じさせるといった弊害を生じることにもなりかねず、将来の捜査・公判事務に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は不合理とまでは言えず、そのような弊害が生じるおそれがあることを一概に否定することはできないと言わざるを得ない。

したがって、当該部分（後述する標題及びこれに続く冒頭の4行を除く。）は、公にすることにより、将来の捜査・公訴の維持に影響を及ぼ

すなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があると認められることから、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当し、利用を制限することが妥当である。

ただし、標題及びこれに続く冒頭の4行については、時の経過も考慮すると、上記のような支障を及ぼすおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があると認められないことから、公文書管理法第16条第1項第1号ニの利用制限事由に該当しないため、利用に供すべきである。なお、当該部分には、情報公開法第5条第1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報が含まれているが、これは本件対象文書を含む特定歴史公文書等の利用請求において、既に利用に供されている情報であることから、公文書管理法第16条第1項第1号イの利用制限事由に該当しない。

3 付言

諮問庁は、補充理由説明書において、通番1から通番7、通番8の一部、通番9から通番13及び「蓮見事件証拠書」の一部の文書について、利用制限事由「ニ」に加えて「イ」にも該当するとして、理由説明書では示していない利用制限事由を追加した。これについて、本来であれば、利用制限事由については利用請求があった時点で慎重に判断をした上で通知されるべきであったところ、しなかったことは不適切な対応であり、さらに審査請求がされた後に作成された理由説明書においても「イ」の該当性について記載しなかったことは、重ねて不適切な対応であり、再発の防止を求める。

4 本件一部利用決定の妥当性について

以上のことから、諮問庁が、公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニ（通番15については並びにハ）に該当するとして利用を制限した別紙の3欄に掲げる部分のうち、5欄に掲げる部分は同条第1項第1号イ及びニに該当せず、利用に供すべきであるが、その余の部分は、同条第1項第1号イ、ハ又はニに該当すると認められるので、利用を制限することが妥当であると判断した。

(公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会)

分科会長 池田 陽子、委員 伊藤 正次、委員 川島 真

別紙 処分庁が原処分で利用を制限した情報及びそのうち当委員会において利用に供すべきと判断した情報

*本表における対象文書名は、処分庁が利用決定の実施に際し、請求人の利用に供した本件対象文書の写しに示した文書名である。また、頁数は、諮問庁から提出されたインカメラ文書に付されたものである。

1 通番	2 対象文書名及び頁数	3 原処分で利用を制限した情報		5 当委員会において利用に供すべきと判断した情報
		利用制限箇所	利用制限事由	
1	非公開文書1 (1-1頁～1-120頁)	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニ	利用制限箇所のうち、1-2頁に記載された証人の生年月日、年齢及び住所を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
2	非公開文書2 (2-1頁～2-152頁)	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニ	利用制限箇所の全てを利用に供することが妥当
3	非公開文書3 (3-1頁～3-57頁)	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニ	利用制限箇所のうち、3-1頁及び3-2頁に記載された証人の氏名を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
4	非公開文書4 (4-1頁～4-112頁)	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニ	利用制限箇所のうち、4-2頁に記載された証人の年齢及び住所を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
5	非公開文書5 (5-1頁～5-120頁)	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニ	利用制限箇所のうち、5-2頁に記載された証人の生年月日、年齢及び住所を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
6	非公開文書6 (6-1頁～6-36頁)	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニ	利用制限箇所のうち、6-2頁に記載された証人の生年月日、年齢及び住所を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
7	非公開文書7 (7-1頁～7-36頁)	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニ	利用制限箇所のうち、7-1頁、7-9頁、7-13頁、7-22頁及び7-27頁の各頁に記載された文書の標題部分並びに7-9頁及び7-13頁に記載された参考人の氏名は、利用に供することが妥当
8	非公開文書8 (8-1頁～8-186頁)	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニ	利用制限箇所のうち、8-11頁から8-84頁左側の2行目まで及び8-87頁左側の3行目から8-91頁まで、並びに8-92頁、8-104頁及び8-158頁の各頁に記載された文書の標題部分は、利用に供することが妥当
9	非公開文書9 (9-1頁～9-52頁)	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニ	利用制限箇所のうち、9-2頁に記載された証人の生年月日、年齢及び住所を除く部分の情報は、利用に供することが妥当
10	非公開文書10 (10-1頁～10-40頁)	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニ	利用制限箇所のうち、10-1頁から10-33頁左側の2行目まで及び10-36頁左側の3行目以降の部分は、利用に供することが妥当
11	非公開文書11 (11-1頁～11-100頁)	全部	公文書管理法第16条第1項第1号イ及びニ	利用制限箇所の全てを利用に供することが妥当
12	非公開文書12	全部	公文書管理法第16条第1項第1	利用制限箇所のうち、12-1頁から12-4頁右側の9行目まで及び12-5頁右側の2

	(12-1 頁～ 12-6 頁)		号イ及びニ	行目から同頁左側の 8 行目までの部分 は、利用に供することが妥当
13	非公開文書 13 (13-1 頁～ 13-175 頁)	全部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びニ	利用制限箇所のうち、13-1 頁から 13-75 頁右側の 2 行目まで及び 13-78 頁右側の 3 行目から 13-82 頁右側まで、並びに 13-82 頁左側、13-94 頁左側及び 13-146 頁左側 の各頁に記載された文書の標題部分は、 利用に供することが妥当
14	「蓮見事件証 拠書」 (14-1 頁～ 14-206 頁)	文書の一部と手 帳中の個人情報 部分	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びニ	利用制限箇所のうち、14-11 頁から 14- 12 頁右側の 2 行目まで及び 14-12 頁左側 の 8 行目、並びに 14-16 頁右側の 4 行目か ら 14-17 頁左側の 9 行目までの部分は、利 用に供することが妥当
15	「駐仏臨時代 理大使発外務 大臣宛電信第 360 号「パリ 事件 (●●公 判)」」 (15-1 頁)	文書名の一部と 本文の一部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ、ハ及びニ	なし
16	「外務省秘密 漏せつ事件の 公判につい て」 (16-1 頁～ 16-8 頁)	文書名と欄外の 記述を除く本文 の全部	公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及びニ	利用制限箇所のうち、16-1 頁及び 16-5 頁の標題及びこれに続く冒頭の 4 行の部 分は、利用に供することが妥当